

令和7年度 第3回 三浦市緑の審議会議事録

1 日 時 令和8年2月3日(火) 14時00分～14時50分

2 場 所 三浦市民交流センターニナイテ 研修室1

3 議 題

(1) 三浦市みどりの基本計画の改定について

① パブリックコメントの結果について

② 三浦市みどりの基本計画改定案について

③ 答申書の作成について

(2) 三浦市みどり基金の処分について

(三浦市みどり基金条例施行規則第2条該当事業)

(3) その他

4 出席者

(1) 委員 中津会長、神田委員、小林委員、布施委員、山本委員、
川松委員、西崎委員、大西委員、新井委員、小森委員

(2) 事務局 出口市長、堀越都市環境部長、石塚環境課長、道野環境G L、佐野主任

(3) 傍聴人 0名

5 関係資料

(1) 資料1 三浦市みどり基金について

6 議事

- ・ 定刻に至り、司会（道野環境G L）が開会を宣言した。
- ・ 出口市長からの開会挨拶後、市長公務の都合により「議題(2)三浦市みどり基金の処分について」に関して、市長から会長へ諮問を行った。

【市長】

諮問、「三浦市みどり基金の処分について」でございます。
よろしくご審議のほど、お願いします。

- ・ 議題(2)の審議に先立ち、市長から会長へ諮問書を手交した。
- ・ 市長は所用のため、退席した。

【事務局】

諮問の詳細については、のちほど議題の中で説明させていただきます。

それでは、あらためまして会長に議事進行をお願いし、次第の3「議題」に入らせていただきます。会長よろしくお願いします。

議題 (1) 三浦市みどりの基本計画の改定について

【中津会長】

早速ですが、議題に入りたいと思います。昨年度の諮問以降、本日を含めて5回の審議会を開催してきましたが、最終案をとりまとめる段階になりました。「議題(1)三浦市みどりの基本計画の改定について」の「①パブリックコメントの結果について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

パブリックコメントの結果についてご報告させていただきます。

令和7年11月に開催させていただきました第2回の審議会、またそれ以降にも基本計画の内容や写真について様々なご意見をいただきありがとうございました。皆様からいただいたご意見を基本計画に反映させていただき、パブリックコメントを実施することができました。パブリックコメントは、令和7年12月26日から令和8年1月26日まで32日間実施いたしました。三浦市ホームページ、LINE、facebookに掲載するとともに、環境課、南下浦出張所、初声出張所の窓口において「三浦市みどりの基本計画」を開示し、意見の募集を行いました。また、湘南地域を紹介している民間のWEBマガジンにも掲載していただいておりますが、結果として、市に寄せられた意見はございませんでした。

今回、計画の内容に関する直接的なご意見はありませんでしたが、今後、緑に関連した施策を進める中で、市民の方からいただいたご意見については施策、計画に反映できるよう、情報収集は常に行っていく必要があると考えています。

【会長】

質問や意見がございましたらお願いします。なければ、議題の(1)①については以上にしたしたいと思います。

続いて、「②三浦市みどりの基本計画改定案について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

パブリックコメントを実施する際、委員の皆様にご覧いただき「三浦市みどりの基本計画（案）」をお渡しさせていただきました。軽微な文字の修正を除き、その後に修正、追加させていただいた事項について説明申し上げます。

1点目でございます。79 ページ下の表、評価・検証スケジュールになります。表の2番目の項目になりますが、従前、「中間評価」という記載になっておりましたが、最終評価も含める意味で「評価」という表記に修正させていただいています。

続きまして、123 ページ以降に巻末資料を追加しています。123, 124 ページでは改定の経緯、基本計画の変遷を記載しております。125 ページに三浦市緑の審議会名簿を記載させていただいています。記載に関して、皆様にご承諾をいただくとともに、お名前、ご所属に誤りがないか、ご確認いただき、修正などございましたら審議会終了後に、事務局へお伝えいただければと思います。126 ページは令和6年8月28日に受けました諮問書、127 ページにはこれに対する答申書を掲載させていただく予定です。128 ページから132 ページまでは、用語集となっております。133 ページには、皆様からご提供いただきました写真リストを掲載させていただきます。貴重な写真をご提供いただき、大変ありがとうございました。134、135 ページは都市公園の一覧ということで、各公園の名称等の記載になります。

【会長】

質問や意見がございましたらお願いします。

複数回に亘って皆様からご意見をいただき、写真も布施委員をはじめ、皆様方の協力で非常に的確な写真を掲載していただいたと認識しています。では、議題の(1)②については以上にしたいと思います。

続いて、「③答申書の作成について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

令和6年8月28日に開催させていただきました、令和6年度第1回三浦市みどりの審議会において諮問を受けました、「三浦市みどりの基本計画の改定について」に対する答申案を作成いたしました。こちらの答申案に、先ほどお話をさせていただきました三浦市みどりの基本計画改定案を添付する予定でございます。

【会長】

それでは、事務局より提示のあった案のとおりでよろしいでしょうか。

【大西委員】

今回の答申は、計画書 126 ページにある諮問書の年月日、号に整合するということがよかったですでしょうか。諮問書の日付は令和 6 年 8 月 28 日となっていますが、答申案は 8 月 26 日になっています。

【事務局】

はい、ご指摘の通りです。答申書（案）のうち、本来、令和 6 年 8 月 28 日とすべき箇所が令和 6 年 8 月 26 日となってしまっていますので、正しい日付に訂正して答申書を作成させていただきます。申し訳ございませんでした。

【会長】

ご指摘ありがとうございます。では、後ほど修正をお願いします。では、議題の(1)③については以上にしたいと思います。答申書については、のちほど私から市長に手渡します。

ここで今回の審議事項ではありませんが、計画の概要版について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、三浦市みどりの基本計画の概要版について説明させていただきます。

概要版は基本計画の章に沿って、主要な内容を記載したものとなっており、表紙を除き、7 ページの構成となっています。1 ページ、2 ページで序章、第 1 章となっており、基本理念、将来構想図などを記載しています。3 ページ、4 ページでは、第 2 章みどりづくりの施策として、3 つの施策の柱ごとにピックアップした施策を紹介させていただいています。皆様からご提供いただいた写真についても、見やすさを考えて活用させていただいています。5 ページでは、第 3 章みどりづくりを重点的に進める地区の方針として、各地区がどこに位置しているか地図で紹介するとともに、重点地区区分の説明をさせていただいています。6 ページ、第 4 章具体化への取組として、各実施主体の役割を記載しています。7 ページには、基本計画に掲載している緑地の現況図を掲載しています。

以上が概要版の説明になりますが、こちらの概要版と計画の本編につきまして、委員の皆様よりご意見をいただける場合には、2 月 20 日金曜日を目処に事務局へご連絡をお願いいたします。ご提出の方法につきましては、本日お渡しさせていただいている資料に直接書き込んでいただくか、メール、お電話でも結構ですので、事務局の環境課までご連絡ください。なお、概要版の確定については、中津会長及び事務局へ一任いただきたいと思いますと考えております。

【会長】

概要版についてのご意見は、2月20日金曜日までに事務局へ連絡ということですので、よろしく申し上げます。本来であれば各ご家庭に一部ずつ配れませんかという話もしたのですが、難しいようであれば、できるだけ皆さんの目につくところに置いた方が良いと思います。

続いて、議題(2)「三浦市みどり基金の処分について」事務局より説明をお願いします。

議題 (2) 三浦市みどり基金の処分について

【事務局】

それでは、会の冒頭に市長から諮問がございました諮問書の内容を読み上げさせていただきます。

このことについて、三浦市みどり基金条例第6条に基づき、三浦市みどり基金条例施行規則第2条に該当する事業に係る予算に充てるため、三浦市みどりの条例第5条第2項及び三浦市みどり基金条例施行規則第3条の規定に基づき、三浦市みどり基金の処分について御審議いただきたく、別紙のとおり諮問いたします。

「1 処分の理由」です。本市の財政は、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に加え、少子高齢化の進行や人口減少、歳入の伸び悩み等、本市を取り巻く様々な課題により、今後も極めて厳しい状況が続くと見込まれます。また、みどり基金の一部は、「自然豊かな三浦市にしたい」という目的でふるさと納税をしてくださった寄附金により造成された経過がございます。寄附者の意向を反映させるため、緑に関連する事業へ充当する必要があると考えられます。このような状況の中、限りある財源を最大限に活用し、市民生活の維持向上と持続可能な市政運営を実現するという本市の予算編成方針も鑑み、三浦市みどり基金条例施行規則第2条に該当する対象事業について、みどり基金を活用させていただくものです。「2 対象事業」は、三浦市みどり基金条例施行規則第2条該当事業である「(1)自然体験型イベント普及促進事業、講師謝礼、傷害保険料」、「(2)緑地保全事業、保護樹木管理奨励交付金」、「(3)緑化推進事業、講師謝礼、その他消耗品費、花とみどりモデル事業奨励交付金」になります。「3 令和8年度処分予定金額」は200万円以内です。以上が諮問の内容となっております。

続きまして、お手元に配布させていただきました資料1により、今回の諮問の内容を踏まえて説明をさせていただきます。資料1「5 処分」をご覧ください。三浦市みどり基金条例第6条では、基金の目的を達成するため必要が生じた場合に限り、その全部または一部を処分することができるかとされています。また、三浦市みどり基金条例施行規則第2条では、基金の目的を達成するために必要な事業として、(1)から(4)が定められています。今回、これらの事業のうち(1)から(3)に該当する事業について、みどり基金を取り崩し、事業費に充当させていただけないかという内容の諮問となっております。

基金を充てさせていただきたい具体的な事業については、諮問書の別紙「2 対象事業」で説明させていただきましたとおり、(1)は毎年度実施している自然観察会に係る経費になります。(2)は保護樹木管理奨励交付金、(3)は毎年度開催している「花とみどりのつどい」の寄せ植え教室における講師謝礼、フラワーロードでご協力いただいている団体の皆様に提供する花材及び奨励交付金になります。これらの予算額として、令和8年度においては、200万円以内の金額を基金から充てさせていただきたいという内容になります。

あらためまして資料1をご覧ください。「6 基金残高」がございます。令和7年12月末時点で、基金の残高は4,306万4,265円となっております。「7 これまでの推移」として、これまでの積立、取崩しの金額をお示ししています。「8 今後の処分予定」としては、現在、改定作業を行っているみどりの基本計画改定事業に充当するものとして、572万円の取崩しを予定しています。こちらの取崩しを行った後の残高として、「9 上記処分後の見込残高」3,734万4,265円を見込んでいます。また、「10 その他処分予定」につきましては、平成16年に諮問を受けました「江奈湾の海岸林の一部取得について（諮問）」について、江奈湾後背緑地の取得のための費用として、現在、約2,380万円が見込まれます。江奈湾緑地につきましては、一部地権者の方の承諾が得られておらず、取得事業としては進展していない状況です。

また、今回の諮問につきましては、令和8年度予算に反映させる必要があるため、ただいま説明させていただいた内容を踏まえ、本日中の答申をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

【会長】

質問や意見がございましたらお願いします。

【神田委員】

地権者交渉の経過をもう少し説明いただけますか。

【堀越部長】

地権者の方は数名いらっしゃいまして、最終的な買取りの合意がされているケースは1件もありません。地権者の皆様に意向打診をさせていただいた段階で、一部の地権者の方が承諾されていなかったため、境界の確定、測量ができませんでした。地権者の皆様にご理解をいただかないと、様々なものが進まないという状況です。

【神田委員】

わかりました。なるべく早く買取りが進むよう取り組んでください。

【会長】

平成16年から止まっているということですが、そもそも買取りの目的は何ですか。

【堀越部長】

毘沙門のトンネルを抜けた辺りになりますが、道路より少し下がった所、右手に休耕田があります。この休耕田と斜面林について、低い所に土を入れて、畑を造成して上の方に行く道を造りたいという計画が当時ございました。江奈湾に真水を出す供給源となっている谷戸でもありますので、江奈湾の干潟に悪影響を及ぼすのではないかということで当時、神奈川県や公益財団法人かながわトラストみどり財団が取得の検討を始めたのが平成15年から16年あたりでした。その際に地権者の方への個別訪問を行いました。ご承諾いただけない方がいらっしゃいました。

【会長】

環境アセスなども関わってくるのでしょうか。

【堀越部長】

それはございません。

【会長】

将来的にこういう使い方をしたいといった、具体的な環境保全の対策はありますか。

【堀越部長】

まずは底地を買って、公有地化をするというのが当時の狙いでした。

【会長】

承諾をいただけない方は、具体的に何かプロジェクトを進めようという考えをお持ちだったのでしょうか。

【堀越部長】

そのようなこともありませんでした。

【小林委員】

江奈湾の干潟、小網代湾の干潟等、神奈川県には干潟が4箇所あったと思います。干潟の環境というのは重要で、その上流域が農地造成などで埋められてしまうと、真水の供給がなくなって干潟の環境が変わってしまいます。20年ほど経過していますが、土地を取得するという意味はこれからも持ち続けるということで良いですか。

【事務局】

取得する方向性は、現在も変わっておりません。

【小林委員】

資料1「9 上記処分後の見込残高」では、見込残高は約3,700万円となっています。江奈湾の取得に約2,300万円必要ということですから、残る約1,400万円から毎年200万円を取り崩していくと7、8年で無くなってしまいます。その点については、どのように考えていますか。

【事務局】

「7 これまでの推移」をご覧ください。従前、ふるさと納税を活用して基金を積み立ててきたという状況もございますので、みどり基金への充当の再開なども、今後、財源を確保するための検討材料にすべきではないかと考えています。

【小林委員】

ふるさと納税は、現在、みどり基金に充てるということにはなっていないのでしょうか。

【事務局】

過去に4年間ほど、ふるさと納税をみどり基金に充当していた期間がありますが、それ以降はふるさと納税から基金への積立は行っていないという状況でございます。

【小林委員】

そこを再開して、毎年200万円取り崩しても基金として問題なく運用するという考え方でしょうか。

【事務局】

そのようにしていきたいと考えています。

【堀越部長】

事務局がただいま申しあげましたふるさと納税は、以前、「緑豊かな三浦を」という目的を選択した方の寄附が、自動的にみどり基金に充当される仕組みになっていました。寄附額がかなり増えましたが、緑豊かな三浦のために、貯めるだけではなく使ってほしいという意見もあり、一旦、充当を止めるということになりました。200万円という金額については、これから議会で予算案を検討していただきますが、200万円全額ということでは

なく、対象の事業で約 120 万円程度でございます。まだ予算額が固まっていないので、幅を持たせて 200 万円と記載させていただきました。

ご心配いただきました、江奈湾緑地の取得に不足が生じるような場合には、再びみどり基金から充当をしていただくように財政課と話をしていきたいと考えております。

【会長】

基金が減っていくのは、少し心配ですね。例えば横浜市ではみどり税として、一人数百円で年間億単位のお金を生んでいるので、そういうことも考えられるのではないかと思います。

ここで、事務局と答申書作成の調整を行いますので、いったん退席させていただきます。

- ・調整終了後、各委員へ答申書案を配布

【会長】

答申書案の説明を、事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは、答申書案の内容について説明させていただきます。

先ほど皆様からもご意見をいただきましたが、概ねみどり基金の処分を了承する内容となっています。ただし、江奈湾の取得事業において平成 16 年に諮問がされておりますが、当時、審議会として取得の方向性を認めているものになっています。基金取崩し額が確定した後に答申することとなっておりますが、こちらの費用について、資金に不足が生じないように管理することを要望するとともに、不足が生じる場合には財源を検討していただく内容となっています。ふるさと納税につきましても、継続的にみどり基金を関連事業へ充当する場合には、歳入の確保として充当の再開を要望するといった内容になっています。

説明は以上となります。

【会長】

この件については、事務局からの説明にあったとおり、現在、予算編成作業が進められている令和 8 年度予算に盛り込む必要があるため、至急の答申が求められておりますので、本日中に答申の内容を確認したいと思います。

以上の内容で答申してよろしいでしょうか。

【出席委員】

異議なし。

【会長】

ありがとうございました。こちらの答申書についても、私から市長へ直接お渡しします。

最後に、その他ということでも事務局より何かありますか。

【事務局】

令和6年8月28日付け浦発第24082802号をもって諮問させていただき、同日答申をいただきました「三浦市保護樹木に対する診断について」、現在の実施状況についてご説明させていただきます。

令和7年10月28日に高梨家のタブノキの診断、また令和8年1月9日に諏訪神社ホルトノキの診断をそれぞれ実施しております。診断は樹木医の方に依頼し、費用は公益財団法人かながわトラストみどり財団様の「ふれあい緑化事業」を活用させていただき、実施しております。なお、診断結果等につきましては、まとまり次第改めてご報告させていただきます。

【会長】

保護樹木の件については、進捗状況等について、来年度以降の審議会でも報告をお願いします。それでは、事務局にお戻しします。

【堀越部長】

本日、諮問事項に対する2件の答申をおまとめいただきました。私の方からも感謝を述べさせていただきたいと思っております。令和6年から令和7年にかけて、5回に亘り皆様にお集まりいただき、貴重なご意見をいただきました。また、審議会以外でもご意見や写真の提供等、様々な形で委員の皆様のご協力をいただきました。大変ありがとうございました。

当初作成した計画案を、皆様に、みどりに手を入れるように育ていただき、最終的にきれいなみどりになったと大変感謝しております。この計画に基づきまして、三浦市の貴重な財産であるみどりを守り育てていきたいと考えております。

これまでのご協力につきまして大変感謝しております。ありがとうございました。

《以上で、令和7年度第3回三浦しみどりの審議会は閉会》